

# 西宮市建設工事制限付き一般競争入札実施要項

制定 平成 6 年 5 月 12 日

一部改正 平成 28 年 2 月 5 日

## (趣旨)

第 1 条 この要項は、他に定めのあるもののほか、西宮市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象案件)

第 2 条 一般競争入札の対象案件は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設工事で、予定価格 1 千万円以上のものとする。ただし、災害復旧等緊急を要するもの及び市長が特に認めるものを除く。

## (入札の公告)

第 3 条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号。以下「規則」という。）第 3 条に定める事項を公告するものとする。

## (入札参加資格)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項第 2 号に定める入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に定めるもののうち必要なものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第 13 条第 2 項に定める指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、国土交通省の資格認定を受けている者を除く。
- (4) 当該入札参加申請期限日から落札者決定の日までの間に、西宮市指名停止基準の規定による指名停止又は建設業法第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が開札日現在までであること。
- (6) 当該工事に建設業法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を適正に配置し、かつ、工事現場に常駐できる現場代理人を配置すること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) その他個別の案件ごとに市長が必要と定める条件を満たすこと。

#### (入札参加資格審査の申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、所定の期限までに、所定の申請書に別に定める様式の資料を添えて、市長に対し入札参加資格審査の申請をしなければならない。ただし、開札後に入札参加資格を審査する入札（以下「事後審査型制限付き一般競争入札」という。）にあつては、この限りでない。

2 申請に係る費用は参加希望者の負担とする。

#### (説明会及びヒアリング)

第6条 市長は、必要と認めたときは、別に定める西宮市競争入札参加資格審査及び選定等委員会の意見を聞いて、前条に定める資料の作成方法についての説明会及び提出された資料についてのヒアリングを実施することができる。

#### (入札参加資格の確認等)

第7条 市長は、入札参加資格審査の申請をした者に対し、資格の有無を確認し、その結果を競争参加資格確認通知書により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札にあつては、この限りでない。

#### (苦情申立て)

第8条 前条の通知により、入札に参加する資格がない旨の通知を受理した者で、その通知の内容に不服のある者は、西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領（平成26年）の定めるところにより、資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

#### (設計図書等の閲覧)

第9条 設計図書等は、入札参加申込みのあった者に対して電子データにより閲覧に供する。

2 閲覧の期間は、公告の日から開札の日までとする。

#### (入札保証金)

第10条 入札保証金は、規則第4条の定めるところによる。

### (入札の無効)

第 11 条 規則第 9 条に定めるもののほか次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格等に関し、虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 市長による競争入札参加資格の確認後に指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中の者のした入札

### (入札結果の公表)

第 12 条 一般競争入札に付した工事の入札・契約情報の公表については、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成 13 年）の定めるところにより公表するものとする。

### (その他)

第 13 条 この要項に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

付 則

この要項は、平成 6 年 5 月 12 日から実施する。

付 則

この要項は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要項は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要項は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 27 年 3 月 26 日決裁）

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 28 年 2 月 5 日決裁）

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。